

消費税講習会 ～インボイス制度の概要と 実務対応のポイント～



令和5年10月から“消費税のインボイス(適格請求書等保存方式)制度”が始まります。これは消費税の課税事業者・免税事業者問わず、すべての事業者の経営に直接影響するものであるため、今から内容を理解し早めに準備しておく必要があります。今年の10月からはインボイス制度で事業者に必要な事前登録も始まります。

そこで今回の講習会では、インボイス制度とは？という“概要”から、今後どのような対策が必要か、経理上のポイントなどの“実務”について取り上げ、わかりやすく解説します。

〈講師〉

なかじま よしまさ
中島 由雅 氏
税理士



中央税務会計事務所 所長

1970年生まれ。大学卒業後、税理士取得。中央税務会計事務所 2代目所長として職員数80名の税理士事務所を経営。

持ち前の人当たりの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。また、「西郷どん流リーダーシップ」を取り組んでいる経営者として、2018年「NHKおはよう日本」で取り上げられる。

講習会のポイント

○インボイス制度の概要

- ・インボイス制度を理解するために必要な消費税の基礎知識
- ・インボイス制度の仕組み
- ・施行スケジュールを押さえる

○インボイス制度の影響

- ・販売、取引、受発注などで、どのような影響が生じるのか
- ・適格請求書発行事業者登録制度（手続き、登録しない場合の影響等）

○経理処理などの実務

- ・適格請求書発行事業者の義務
- ・適格請求書の記載事項
- ・電子インボイス（電子帳簿保存法）

○個別相談（終了後）

日時 令和3年 9 月 14 日(火)
14:00～16:00

場所 道東経済センタービル 5階会議室
(釧路市大町1-1-1)

受講料 無料

定員 30名(先着順となります)

※当日はマスク着用・アルコール消毒にご協力をお願いします

主催：釧路商工会議所 共催：釧路間税会

〈お問い合わせ〉 釧路商工会議所地域振興部

TEL：0154-41-4143

◆免税事業者の方へのインボイス制度導入による影響の例

免税事業者のままだと課税事業者との取引継続や売上に影響が出る可能性がある。課税事業者になると消費税の納税を含めた資金繰りに考慮する必要がある。

裏面の申込書に必要事項をご記入いただき、FAX またはお電話にてお申し込みください。QRコードからも可能です。

令和3年 月 日

釧路商工会議所 地域振興部 行
FAX 0154-41-4000

インボイス制度講習会（令和3年9月14日開催） 参加申込書

以下の必要事項をご記入いただき、令和3年9月3日（金）までにFAXまたはお電話にてお申し込みください。右のQRコードからもお申し込み可能です。



事業所名		
受講者氏名		
所在地		
TEL		
メールアドレス		

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本講習会開催における本人確認、参加者申込書作成及び講習会に関する連絡の目的のみ使用いたします。

◆参加ご希望の皆様へお願い◆

新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン開催になる場合がございます。オンライン開催に変更した場合、参加ご希望の皆様にあらかじめご案内いたします。それに伴い、今回のお申し込みの際にご担当者様のメールアドレスをご記入していただけると幸いです。メールアドレスを持っていない等の理由がございましたら未記入でも構いません。

〈お問い合わせ〉

釧路商工会議所地域振興部 TEL：0154-41-4143